

議案第4号

東久留米市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

東久留米市デイサービスセンター条例（平成18年東久留米市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）に関する事。

第6条第1項中「第3条第1号及び第2号」を「第3条第1号から第3号まで」に改め、「利用者は、通所介護」の次に「、地域密着型通所介護」を、「居宅介護サービス費」の次に「、法第42条の2第2項第2号に規定する地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費」を加え、同条第2項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の東久留米市デイサービスセンター条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正等に伴い、地域密着型通所介護に関連する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。